

足立区国民健康保険料決定通知書等送付用封筒広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区が区民への生活情報を提供するとともに、歳入の増加を図ることを目的として行う、国民健康保険料決定通知書送付用封筒及び国民健康保険資格確認書送付用封筒等の裏面（以下「封筒裏面」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、区民生活に関連したもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、個人的宣伝等に係るもの
- (3) 法令で禁止され、又は法令に抵触するおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 足立区広報広告掲載基準（21足政広発第702号 平成21年10月9日 政策経営部長決定。以下「掲載基準」という。）第4条及び第5条に該当するもの
- (6) その他封筒に掲載する広告として区長が適当でないと認めたもの

(広告の掲載規格及び掲載料)

第3条 掲載する広告の規格及び掲載料は、別表第1に定めるとおりとする。

(申込みの資格)

第4条 広告掲載の申込みができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 営業店舗に営業実態が確認できること又は営業内容の表示がされていること。
- (2) ホームページ等に電話番号を掲載し、営業時間内は連絡ができること。
- (3) 代表者が足立区国民健康保険の被保険者である場合は、申込時点において足立区に対して国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) おおむね1年以上引き続き同一営業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、区長が適当でないと認める者は、申込みをすることができない。

(広告掲載者の決定方法)

第5条 広告の掲載を希望する箇所（以下「希望広告掲載箇所」という。）に応募が重なった場合における、当該希望広告掲載箇所に係る広告掲載の決定については、第9条の規定による審査により広告の掲載が認められる者のうちから、次の各号に規定する判定基準の順序により判定する。この場合において、当該判定基準による判定により同順位となったときは、次の判定基準により判定するものとする。

- (1) 掲載希望金額の高い順
- (2) 区内に本社・営業所を有する申込希望者
- (3) 別表第2に定める順位

(広告掲載希望者の募集等)

第6条 広告掲載希望者の募集は、年1回とし、広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込)

第7条 広告掲載希望者は、国民健康保険料決定通知書等送付用封筒広告掲載申込書（別記様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、区長に申し込むものとする。

(選定委員会)

第8条 区長は、掲載の可否を審査するため、選定委員会（以下「委員会」という。）を開くことができる。

- 2 委員会の委員長及び委員は、別表第3に掲げる職にある者とする。
- 3 委員会は、委員長が招集する。
- 4 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会議を統括する。委員長が出席できないときは、課税課長がその職務を代理する。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(広告掲載の決定等)

第9条 区長は、第7条により申込があったときは、審査の上、広告掲載の可否を決定する。

- 2 掲載基準第7条の規定は、前項の規定による審査について準用する。この場合において、掲載基準第7条中「報道広報課長」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。
- 3 区長は、第1項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは、広告掲載希望者に広告掲載の可否について通知するものとする。
- 4 広告掲載の決定の通知を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、区長の指定する期日までに、掲載しようとする版下原稿を区長に提出するものとする。
- 5 区長は、審査にあたっては、必要に応じて現地調査等を行う。
- 6 広告主がいないときは、足立区の広告を掲載することもできる。

(広告主の責任)

第10条 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

- 2 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載の決定通知により、区長の指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第12条 前条の規定によりすでに納付した広告掲載料は返還しない。ただし、広告掲載の決定後、広告主の責めによらない事由により、広告を掲載できなかつたときは、広告掲載料を返還するものとする。

(広告掲載決定後の取消し)

第13条 区長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告掲載料を指定の期日までに納付しなかつたとき。

- (2) 広告の掲載辞退の申出があったとき。
 - (3) 広告掲載決定後、第2条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (4) 広告掲載決定後、第4条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、区民部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年3月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年3月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年3月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年2月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則 (28足区国発第3801号 平成28年11月18日 区民部長決定)

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

付 則 (29足区国発第3132号 平成29年11月22日 区民部長決定)

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

付 則 (30足区国発第3453号 平成30年11月29日 区民部長決定)

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則 (31足区国発第3078号 令和元年11月13日 区民部長決定)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

付 則 (2足区国発第3381号 令和2年11月27日 区民部長決定)

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則 (4足区国発第3420号 令和4年12月1日 区民部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（6足区国発第3518号 令和6年12月1日 区民部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（7足区国発第3294号 令和7年12月1日 区民部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	広 告 箇 所	規格 (cm)	印刷予定枚数	掲載最低料金
1	決定・変更通知書用封筒 裏面全面	7. 5 × 20. 0	20万枚	30万円
2	資格確認書用封筒裏面全面	7. 5 × 20. 0	2万枚	9万円
3	更新資格確認書用封筒裏面 全面 《証更新年度のみ》	7. 5 × 20. 0	10万枚	15万円

別表第2（第5条関係）

順位	広告の種類
1	公社・公団・公益法人及びそれに類する団体による広告
2	私企業のうち、公共的性格のある企業による広告
3	上記2以外の私企業、自営業者による広告

別表第3（第8条関係）

委員長	区民部長
委 員	区民部課税課長
	区民部納税課長
	区民部高齢医療・年金課長
	区民部国民健康保険課長

別記様式（第7条関係）

国民健康保険料決定通知書等送付用封筒広告掲載申込書

年 月 日

(提出先)

足立区長

足立区国民健康保険料決定通知書等送付用封筒広告掲載取扱要綱第7条の規定に基づき、広告を掲載したいので、申し込みます。

記

申込者氏名

住所

(団体にあってはその事務所の所在地及び名称並びに代表者名)

電話

FAX

下記の申し込み番号及び掲載希望金額を記入してください。

申込番号	掲載希望金額		備 考	
1		円		
2		円		
3		円		
申込番号	広 告 箇 所	広告規格(cm)	印刷予定枚数	掲載最低料金
1	決定・変更通知書用封筒裏面全面	7.5×20.0	20万枚	30万円
2	資格確認書用封筒裏面全面	7.5×20.0	2万枚	9万円
3	更新資格確認書用封筒裏面全面 《証更新年度のみ》	7.5×20.0	10万枚	15万円